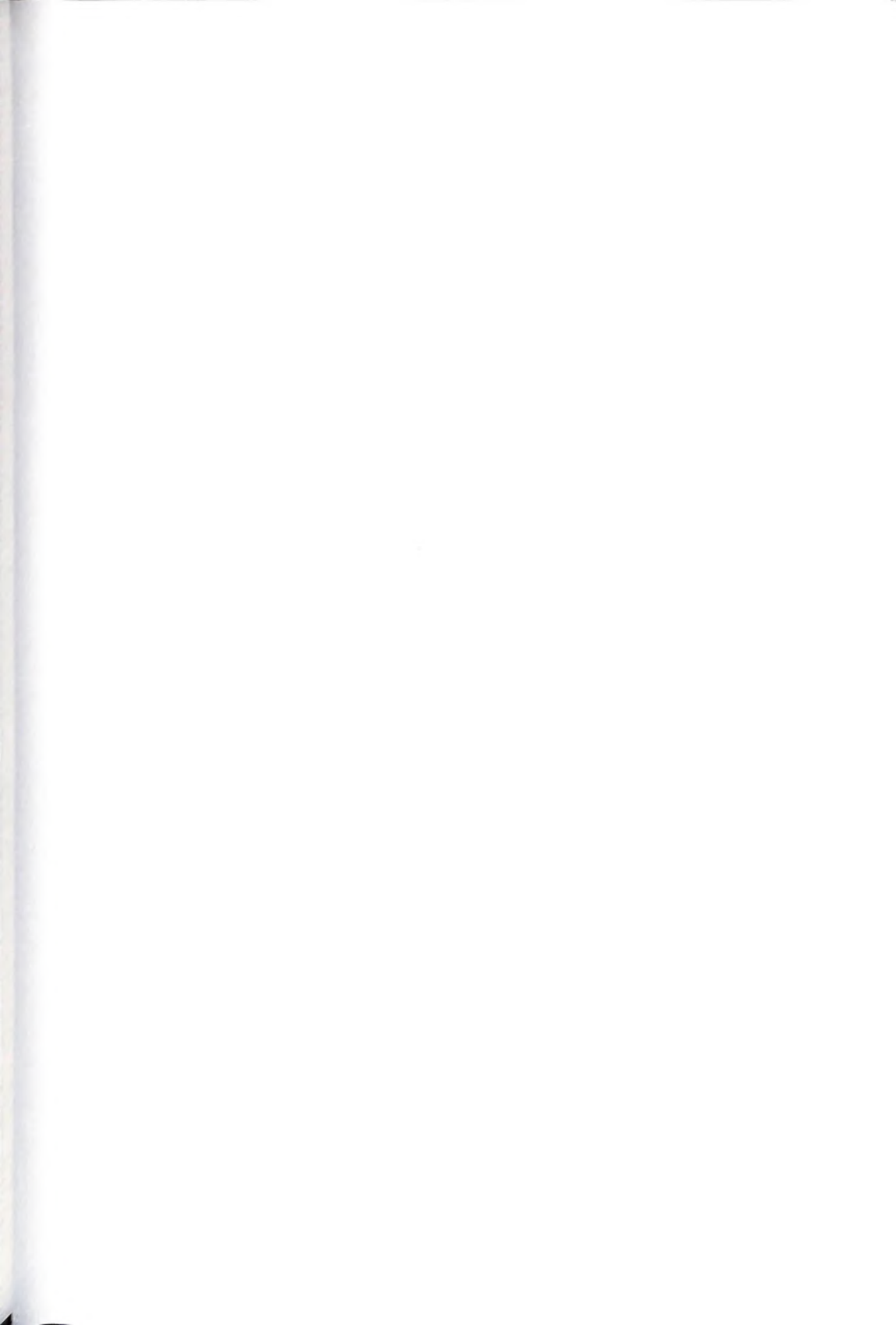


特集1

法科大学院の開設に向けて



中大法科大学院の開設に向けて



法科大学院開設準備室副室長

大村 雅彦

一 法科大学院の必要性

司法制度改革審議会が二〇〇一年六月にその最終答申を発表して以来、日本の司法制度改革は、過去五〇年の流れに比べれば、大変なスピードで進んでいる。私は、この司法改革の精神は「法の支配」というキーワードに集約されると思う。ルールの明確化は、予測可能で、透明度の高い、公正な社会につながる。

他方で、「法の支配」を徹底すればするほど、複雑に発達した現代社会においては、法律専門家の必要性が高くなる。日本は、明治以来、意識的にせよ無意識的にせよ、国家政策として法曹の数を制限してきた（私人の法的紛争の解決に国の資源をあまり注ぎ込まない、個人の権利主張が政府に向くことを

予防する、などの暗黙の発想が基礎にあったと考えられる。しかし、そのような状況も徐々に変化し、ついに大きな方向転換をみた。「法の支配」を普及させるには法曹人口の大幅増員が不可欠であるという司法制度改革審議会の提言は、強い社会的支持を得たといえる。このような時代の流れの中で、法曹人口の大幅増員の役割を担うものとして「法科大学院」構想も同時に提言されたのであった。

戦後の日本の法学部は、そもそも法曹養成教育をする機関ではなく、法的素養を備えた一般人をたくさん養成する機関であったというべきである。全国に九〇以上の法学部があり、五万人近い卒業生を毎年送り出すという今日の下では、もはやこれは自明のことである。

また、司法試験はいろいろな改革の試みを経てきたものの、現在の状況では、質を維持しながら今の三倍の法曹候補者を選抜するという機能を適切に果たすことは、とうてい期待できない。司法試験の採点を仰せつかったから私が実感したことであるが、予備校で「こういう問題に対してはこう書きなさい」といって刷り込まれた知識を吐き出すだけのパターン型答案がほとんどであり、答案のパターンの数は主な予備校の数とほぼ符合している。しかも、出来が悪い答案にこの点数なら不合格だろうと思いつつ点をつけても、合否決定会議では合格ラインがその点数まで降りてきてしまうのが現状なのである。

法科大学院制度は、法曹養成のための教育機関がなく、いわば学部と司法試験を結ぶ「ブリッジ」が欠落しているこれまでの状態を改めるために導入されることになった、という見方もできよう。法科大学院は新しい「専門職大学院」と位置づけられており、専門的な教育機関で教育をしてから新しい司法試験で選抜し、新しい修習制度につなぐということで、「点から線へ」の転換とも呼ばれる。この法科

大学院制度を通じ、二〇一〇年には年間三〇〇〇人の新規法曹を生み出すことが予定されている。

二 法学部から法科大学院へ

ところで、法科大学院が開設された後の法学部の役割いかんは大きな問題である。法科大学院の役割が大きくなればなるほど、従来の法学部は影響を受ける。大学によっては、法学部では学生が集まらず、これを根本的に改組してまったく別のものに変えてしまうところも出てくるであろう。しかし、中央大学では、法科大学院へ進学して法曹になろうとする学生に対し、法曹に必要な基盤を幅広くしっかりと養うための教育、つまり、法律学だけでなく周辺関連分野を相当程度取り込んだ「幅広い教養法学的教育」を行うという姿勢に徐々に転換すべきであろう。これは、企業への就職や公務員を志向する学生に対する教育とも、基本においては共通の部分が多いと考えられる。ただ、そのような役割に転換することには、とりわけ中央大学のような法曹養成の歴史を有する法学部では、まだ抵抗感が強いかも知れない。もっとも、法曹側は「大学」「法学部」に養成してもらった覚えはない」という実感を有しているであろうから、意外と受け入れられやすいのではないかと推測している。二〇一〇年に現行司法試験制度は廃止されるのであるから、法曹養成の役割は法科大学院が引き継ぐのであり、しかも、今後は、「大学に養成してもらった覚えはない」とはいえないような教育制度を作らなければならないという重い使命を与えられたのである。

三 法科大学院の理念と教育

それでは、法科大学院ではどのような理念の下に、どのような教育をするのか。

法科大学院における教育のあり方については、司法制度改革審議会、文科省の検討会議や研究会、政府の司法制度改革推進本部、日弁連の法科大学院設立・運営協力センターなど、種々の組織で議論され、また、大学側もシンポジウムを開いたり法科大学院協会設立準備会において検討してきた。法科大学院制度は、単なる大学制度改革ではなく、法曹養成制度改革であるだけに、オール・ジャパン体制で議論が進み、固まってきたのである。

そのようにして形成されてきた法科大学院設置基準（案）によると、専門職大学院という新しい教育機関である法科大学院では、相当数の練達の実務家をも専任教員として迎え（二割以上）、理論と実務の融合教育をめざさなければならない。そして、少人数クラスで、密度の濃い双方向授業により、教育素材として事例を重視しつつ、学部レベルよりも高度な実践的教育を実現しなければならない（なお、大別すれば、法廷実務中心型教育と、ビジネス法務関連などの多彩な専門分野の教育と、どちらにどう比重を置くかという問題があり、最高裁・日弁連と経済界との間だけでなく、大学関係者の間でもイメージの対立があり、同床異夢の様相を呈してきたが、小規模な法科大学院はともかくとして、大規模校ではいずれをも追求せざるを得ないであろう）。

このような理念に沿う法科大学院を作れるかどうかが試金石であり、中央大学法科大学院開設実行委員会においても、そのために討議を重ねているところである。実務家教員については、元裁判官・検察官だけでなく、中大法曹会ともご相談しながら経験豊富な弁護士の方々の人選を進めている。教育内容についてはまだ細部にいたるまで確定したわけではないが、おおむねその姿は見えてきた。いずれにせよ、教師も学生も徹底した授業準備をし、それに基づく集中的な議論を通じて「考えさせる教育」を教室で行い、教師は厳格な成績評価の姿勢を守ること、これが絶対に必要であると思う。例えば、ゼミだからといって原則的に全員A（優）をもらえるというようなことはありえない。

四 中央大学法科大学院の展望

最近、中大は司法試験合格者数が再度浮上し、三桁に手が届いた。法職講座やその他の関係者の懸命の努力によるものであり、大変喜ばしいことであるが、これを客観的にみれば、合格者の総数が増えたのであるから、なんとか現状維持ができたというに等しく、見通しは決して明るくない。しかも、新制度の下では、医師国家試験と同じく、新司法試験の「合格者数」よりも「合格率」が世間の評価の指標となろう。万が一、中央大学法科大学院の合格率が四〇％程度に低迷し、他の競争校が七〇〜八〇％程度の合格率を達成すれば、中大法科大学院にはよい学生が集まらなくなり、どんどん悪循環に陥るおそれがある。過去の司法試験の大学別合格率をみれば、これは決して杞憂ではないのである。

そのような懸念を払拭し、法科の中央と「もう一度」呼ばれるためには、教師陣、教育内容、施設設備、授業料その他あらゆる面で魅力的な法科大学院を作り、優秀な学生を広く集め、その資質をさらに伸ばすための方策を探索し、実践しなければならない。これは、言うは易いが、生半可なことではない。考えていると胃が痛くなる。関係者全員が問題の困難さを自覚して力を合わせることがぜひとも必要である。

学内者のみならず、学員法曹、その他のOBの方々にも、今後とも、いろいろな形でご協力とご鞭撻をお願いしたいと思います。次第である。

(二〇〇三年二月二六日)



法科大学院への途と 中央大学法職講座の役割

中央大学法職講座

ロースクール進学対策特別委員会委員長

廣瀬克巨

いよいよ来年四月全国各地に法科大学院（ロースクール）が開設される運びになりました。法科大学院システムによる法曹養成については賛否の分かれるところで、その内容やそれをめぐる論争はもはや周知のことと存じます。法科大学院設立が国家制度として確定した以上、法科大学院進学への途をさぐることは是非の無いことであります。以下では法科大学院への進学を望む中央大学の学生を取り囲む状況、およびそれに対する中央大学法職講座の支援につきまして、手短かに紹介いたします。

まず法科大学院への学生の進学希望ですが、目下のところ（今年二月末）それについての信頼のおける総合的なアンケート等による全国規模での調査も見当たらず、本学レベルでも実施されておりません。従って以下では仮に、従来の現行司法試験の受験を回避し、通常の就職を選択していた（へた

をすれば「苦節十年」となる司法試験よりも、大手企業サラリーマンや公務員の途を選んだ）他大学、特に有力地方国公立大学や有力私立大学の法学系の学生の多くがドット一斉に法科大学院進学を目指すというかなりシヴィアな状況を想定して話しを進めたいと思います。かような状況は開かれた司法試験制度の確立という法科大学院構想の理念に適うものではありませんが、少なくとも本学法学部学生にとって決して都合のいいものではないということです。その場合例えば東大法科大学院の（概ね法学部出身者の入学枠である）法学既修者枠約二〇〇名からこぼれた東大生が早大法科大学院の既修者枠約二〇〇名に殺到する、ついでそこからこぼれた東大生や早大生が中大や慶大の法科大学院に殺到……、というようにいわば全国的な雪崩現象で、中大生の進学希望者の多くが本学の法科大学院へ入学出来ないという恐るべき事態の発生する可能性があるのです。興味深いことにその東大も、このままでは現行司法試験受験に強そうで、しかもハードルとして（？）設けようとしている語学（試験）も東大生に比べ引けを取らない他大学出身者に東大法科大学院が乗っ取られかねないという危機意識のもと、学部レベルで憲法・民法・刑法の基本三法を中心に法律科目の強化をはかる向きがあるようです（東大法学部の中堅教授の談）。よそ様のことはさておき、昨今の中大法学部学生の司法試験受験予備校、特に予備校本への安易な依拠は目に余るものがあり、かつてはガッチリと取り組んでいたやに見える法学の分野でも学力のレベル低下が甚だしく（本学法学部教員の共通認識）、このような事態を放置しておくとな大法科大学院すら他大学出身者になりに占拠されるのではと憂慮されます。しかしこれは本学法学部教員の責任領域のことでもありますので、法科大学院制度の到来を迎えるに及んで専門・教養の一年次生から

の学部教育を根本的にしっかり立て直すべきであって、それに向けて法学部改革が既に始動しており、本学法職講座も応分の側面援助をしなければならぬと存じます。もとより本学法科大学院も御多分に漏れず新司法試験に合格者数や合格率の点で相当の成果を挙げなければならず、それに寄与するものであればたとえ他大学出身者でも迎え入れる必要があります、従って中大法学部出身者ならば「中央大学付属」法科大学院に優先入学させてくれるであろうというような（法科大学院進学希望者の一部に見られる）甘えの容れる余裕は、当分望めそうもありません。ですから本学法科大学院はおろか、他大学、わけても東大、京大、早大、慶大等に代表される有力大学の法科大学院進学に果敢にチャレンジ出来るだけのしっかりとした専門的学力と教養を備えた（最近の流行語を用いますと）骨太の法学部学生を作っていくかねばならないということです。さらにまた法科大学院の入学者の約二、三割位を法学部出身者以外の者を採るべしという要請、いわゆる法学未修者問題が、本学にとりまして他大学における以上に深刻です。北大、東北大、東大、一橋大、京大、阪大、九大を代表とする有力国公立大学、早大、慶大を代表とする有力私立大学の各学部間のバランスの良さは本学の比ではなく、他大学の法科大学院はもとより、本学法科大学院の未修者枠すらも他大学出身の未修者に占められる虞なしとしません。本学が「法科の中大」として今後も法曹界に間接的に覇を唱えるのであれば、他学部からの法科大学院への進学を大学全体で強力にバックアップする必要があります、本学法職講座もそれに協力しなければならぬと存じます。以上のように本学法職講座ロースクール進学対策特別委員会としましては、状況を相当深刻に受けとめ、対応を探っております。勿論悲観論に過ぎるというお叱りもありえましようが、古今未曾有の事態

に慎重に対処する以外に手がありません。そしてその際、本学法職講座は現行司法試験指導を通して今までに得た有形・無形の蓄積、特に気鋭の、しかも経験豊富な（弁護士・司法試験合格者からなる）若手ベテラン講師陣を擁し、また受験に関わる様々なノウハウを有しており、その有用性は法科大学院時代の目前にしても変わることはないと言われます。ここで本学法職講座の法科大学院進学支援についての基本的なスタンスを一言で申しますと、従来の現行司法試験に対しての厳戒態勢、受験指導態勢を緩めることなくそのまま維持し、それで至らぬところを積極的に補強していくことです。前述しましたように東大ですら学部を引き締めにかかっている昨今、本学は一層の緊張感を持つてことに対さねばならず、一年次からの法律学教育をきめ細かに充実させねばならないと存じます。そのようななか、本学法職講座特有の（「炎の塔」における）在学生のための研究室体制もそのまま維持し、学研連各研究室と切磋琢磨させ、またそれとの良き連繫プレーをはかりつつ法科大学院進学の中核に育てていくこととなります。このようなわけで、本学法職講座は当面以下のような対策を講じる予定です。

先ず一年次生以上を対象に憲法・民法・刑法の基本三法につき、二年次生以上を対象に商法および行政法、民事訴訟法・刑事訴訟法につき講義形式での基礎講座（本学教員・弁護士が担当）を設け、それぞれの法制度の基本的構造の理解と重要な判例・学説の習得に努めてもらうと同時に、憲法・民法・刑法について基礎ゼミ（司法試験合格者が担当）を設けて講師との対話形式でより学識を深めてもらいます。これら基礎講座・基礎ゼミは同時に、学部授業の補完的な役割を担っています。また基礎講座修了程度の学力を有する者について民法を中心に、憲法、刑法等を素材に文章読解・論文作成の作法を習得

するLTゼミ（論文作成に定評のある弁護士が担当）を設け、法科大学院受験やそこの学習で求められるであろう文章作成の練習をみっちりつけてもらいます。ちなみに各地に設立される法科大学院の入試では、概ね憲法・民法・刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法、の七法、特に憲・民・刑の基本三法を法律学の試験科目とする公算大であります。

次いで二次生以上、特に三次生を対象に法科大学院の事実上の入学試験に相当する法律科目試験（法学既修者認定試験）受験のための実力養成講座（弁護士が担当）を設け、憲法・民法・刑法、商法、行政法、両訴の七法につき、論点整理や想定問題の解答等に取り組んでもらう予定です。二次生以上となっていますのは、飛び級制の導入で三次段階で法科大学院の受験が可能となるからです。また法科大学院によっては択一試験を課すところもあるようで、従って上記諸講座・ゼミと同時並行的に行われる（本来は現行司法試験受験者のための）択一答案練習会や択一对策講座に参加してもらうことも充分に可能ですし、従来から実施している口述（面接）模試や基礎答案練習会等の有効活用も必要に応じてあり得ると思います。

最後に法科大学院の入学試験が従来の現行司法試験に比べ有する最大の特色は、法学部と他学部出身者のいかに問わず一律に適性試験を課せられることであります。この適性試験は進学希望者の未来の法律家として求められる思考・判断力を試すものであり、概ねいわゆる五択問題の形式で行われます。問題は広く政治学、経済学、社会学、哲学さらに数学等の教養を前提、加味した論理・分析推論、長文読解、および一般教養等から成り、出題数も多く、限られた時間内に手際よく正解に達しなければなり

ません。但し出題される問題はさほど難解ではなく、また法学既修者枠に振り分けられる法学部出身者は本来の法律科目試験も課せられるので適性試験対策にのみ長時間専念するのは賢明ではなく、むしろこの試験実施の直前に、短期的に集中してそれに取り組むのがベストと言われています（関係者の談）。本学法職講座では取りあえず適性試験受験のための対策講座（本学教員が担当）を設けて進学希望者の学習の便に供しますが、法学未修者枠に入る法学部以外の他学部の法科大学院進学希望者にも開放する予定です。

なお今年の適性試験は九月中旬に実施が予定され、来年は六月と早められるようですが、それと本番ともいえる法律科目試験（今年度の場合恐らく年明け初め）との間には時間的なスパンがあり、その間に本学法職講座が公開答案練習会形式の模擬試験を開催することも考えられなくもないのですが、全国展開している大学受験予備校の模擬試験にみられるような広範な客観的データ（各法科大学院間の難易度偏差値等）の入手・集積も困難ですので、それは当面見送って取りあえずは司法試験受験予備校サイドに委ね、この間を法律科目試験受験のための実力養成に力を注ぎたいと思います。この他一部有力法科大学院の入試で導入が検討・予定されています語学（英語）の受験対策につきましては、現段階では本学法職講座の守備範囲というよりも、学部教養課程のそれであり（学部改革の一環として今年度より実施の予定）。それから今年度四年次生が最初の法科大学院進学学生にあたりますが、その受験指導のために本学法職講座は学部と緊密にタイアップして早急に講座・ゼミ等の開設準備を促進する予定です（2月末段階で詳細は未定）。

以上のような次第で、本学法職講座としましては思いつく手だてを講じているつもりではございますが、なにしろ法科大学院という全くの未体験の、それもこの二月末段階で入試の概要すらほとんど発表していない相当多数の対象を相手に、盲人象を摸すの感が拭えず、不行き届きの虞無しとしません。どうか諸先生方の率直な忌憚のない御意見・御希望、アドバイス、あるいはお耳にされた情報等、中央大学法曹会や本学法職講座事務室を通して当方にお寄せ下さいますれば幸甚に存じます。

モデルとしての米国ロースクール、 日本の法科大学院のこれから



日弁連法科大学院設立・運営協力センター委員

矢部 耕三

一 法科大学院構想と米国ロースクール

日本の法科大学院構想も早や第四コーナーを回った。法科大学院設置を決めた大学では、いずれも設立趣意書の準備に忙しいことであろう。我が母校中央大学もこの例にもれない。

こういった時期にあえてそのモデルとしての米国ロースクールを話題にすると、「時期に遅れた」考察と言われるかもしれない。しかし、我々日本人法律家が知っているように、知らない米国ロースクールの状況はまだあるし、日本の状況との比較検討が十分に尽くされていないことは多い。日本の従来からの法学教育の体制を「改善」するモデルに擬される米国ロースクールではあるけれども、あらた

めてその教育システムを支えている基本的な特徴を考えてみることは、今後の日本の法科大学院をどう「育てて」いくのかを考えるために、やはり必要なことであろう。

二 私見・米国ロースクールの特徴

私と米国ロースクールとの関わりは、丁度今から一〇年前、所属する法律特許事務所の許しを得てイリノイ大学ロースクール法学修士課程に留学したときに始まる。それまで米国ロースクールについての私の理解といえば、ほとんどは、ゼミの恩師である渥美東洋先生や長内了先生から聞き齎らせて頂いた程度であった。イリノイ大学に在学していたときも、自分の勉強の方が大変だったので、とても米国ロースクール自体をよく観察してみることはできなかった。ところが、三年前からイリノイ大学ロースクールの要請で、日本の知的財産権について非常勤講師を拝命したことにより、ようやく私自身の目で日米の法学教育を比較できるようになった。

そこで、私の浅薄な理解と経験の範囲に限られるけれども、米国ロースクールにおけるいくつかの重要な特徴を、あらためて日本の法科大学院構想と比較してみたい。

1 実務法曹と法学教員の親近性

法律が学問として高い講壇から語られるという伝統が歴史的に薄いせいも、米国ロースクールにおい

ては、とにかく実務法曹と法学教員の距離が近い。実務法曹と法学教員の「横移動」は、どちらの側からも盛んである。一部のトップ・ロースクールの歴史を紐解けば、ヨーロッパ的伝統に従って法学教育が神学・医学とともにアカデミズムの一部として始まったところもないではない。しかし、こういったところでさえも現在擁している法学教員のほとんどは、時期の長短や職種の違いはあれ、何らかの実務家としての経験を積んでいる。これは、実務家経験をほとんど有さない法学教員が主流であり、これらの法学教員が下手をすれば一生法律実務を自らの仕事として経験せずに終わることが普通になっている日本の大学法学部の現状と比較して、考えさせられる違いである。

右のような違いについては、日米両国での司法試験合格率の極端な違いや、日本における法学教員の素養に実定法の知識プラス外国法調査能力が相当に必要なこと（後進工業国の共通点？）など、それなりに日本の現状を正当化できる理由もみつけられる。しかし、法が「生きて」この世のルールとして機能している限り、その適用の実際における経験やものの見方に直接触れないままに実定法の解釈・適用を後輩たる法学生たちに指導できるのかという問いかけには、かなり重い意味がある。かかる質問に対して、日本の大学法学部における多くの教員の方々には、「それでよい」といえるだけの十分な理論武装と実務家との十分な交流ができていなければならないであろう。そして、このような問いは、新しくできる日本の法科大学院においてもなお「実務家教員」と「学者教員」を切り分けて考えている我々の現状に対し、同様にまだなげかけられているのである。

2 「双方向性」を意識した教育環境作り

昨年、第一東京弁護士会・米国ロースクール調査団に参加して興味深かったことの一つは、日本の法科大学院論議の中で「教員と学生との双方向的コミュニケーション」のモデルといわれた米国ロースクールの教育スタイルが、実はそれほど古い話ではなかったということである。私たち調査団が訪問したロースクールのいずれにおいても、この「双方向性」が強調される講義やセミナーにいくつもであった。しかし、この「双方向性」を意識的に目指すスタイルは、従来の一方的なソクラテス・メソッド（教員が生徒に厳しい質問を繰り返す形式のみに陥った、悪しき意味での「ソクラテス」？）の中では、教員の側が望むような知識としてのルールの教授に偏重してしまうのではないかという反省から、ここ二〇年程の間に生まれてきたというのが面白かった。イリノイ大学ロースクールのレイポルド副校長曰く、「昔のように過剰にルールを教授するだけではだめ。学生が法律家として成長できるように、マインド・セットをするのが現代の法学教員の役割である。」ということであった。日本において我々法学部卒業生が持っていた不満と同じようなことを、従前の米国ロースクールに学んだ学生たちも以前は持っていたに違いないかと思うと、日本の法律家としては少々気が楽にもなった。

米国ロースクールにおいては、近年学生の参加意欲を引き出すような形での様々なスタイルの講義や教育方式が開発されてきている。具体的に言えば、プロブレムメソッドを使って学生の理解度を見ながら行う講義、仮想事例のシミュレーションをさせる仲裁・交渉などのセミナー、リーガル・クリニック、弁論・契約書起案のコンペティション、インターネットを使った教室外や遠隔状況で講義ができるよう

な様々な教授スタイルなどであろう。これらの試みは、単に実務的感覚を養うというだけでなく、根本的に「双方向性」を意識した教育環境が必要であるといった近時の米国での共通認識によるものである。

かかるあたりを見ていると、日本の司法研修所で行われている前期・後期修習あるいは実務修習も、ある意味で「双方向性」を意識した法学教育として、米国ロースクールよりも進んだ形であるといえなくもない。しかし、如何せんこのような「双方向性」のある教育環境が、時に先輩実務家による狭い範囲（主として訴訟等に限られた領域）での「職業訓練」的なレベルで誤解されてしまうという危険はつきまとう。また、教えられる側が日本全体からみればごく少数の司法試験合格者に限られているという問題もある。

新しい日本の法科大学院が、単なる米国流の「双方向性」確保の試みを参考にするだけでなく、従来から日本で開発されてきた実務家養成のための手法をも利用した新しい教育方法や教材を開発していくことも、今後より一層考えられるべきであろう。

3 社会的ニーズの検証

米国ロースクールにおいても一つ顕著な点といえば、その講義編成の多様さである。確かに、米国のロースクールでは、伝統的な憲法、民法、刑法、訴訟法などといった科目とともに、先物取引法、バイオ技術と知的財産法、公共政策と環境法、法と経済、法と社会学、インターネット法学、性と法律、貧

困と法、あるいはこれらそれぞれの分野における国際的法律問題など、日本の従来の大学法学部では選択科目としてすらなかなか日の目を見なかったような科目が次々と開講されている。これによって、これから法律家になっていくとする法学生達に、法律家に対する社会的ニーズがどこにあるのかを気づかせることができる。これは、先にも述べたように、法学教員の出身背景において、実際にこういった多様な法律問題に取り組んだ経験のある人又はそういった実務家と交流の多い人が、相当数いることの結果とはいえないだろうか。また、法学生の側にも一旦社会経験を積んだ者がかなりの数でいることも、多様な科目編成を生み出すもう一つの要因であろう。このような米国ロースクールの置かれている状況自体が、法律家に対する社会的ニーズを常に検証するきっかけをロースクールに与えているとも言える。

もちろん、日本の大学法学部においても、熱心に実務を研究され、実務家との交流を通じて社会的ニーズを捉えた研究成果を次々と発表される碩学の先生もおられる。各大学による社会人学生の受け入れも進んでいる。司法研修所において、民事・刑事の正規科目以外の周辺科目の履修が奨励されてきていることも事実である。しかし、現在でもなお、それらの試みが法学教育の「多数派」又は「主流」とはいえないことも否定できない。日本の法科大学院において予定されているあまりに比重の大きい「必修基礎科目」群の膨大な単位数にも、そのような現実が垣間見えるような気がする。果たして、法学部以外の出身者、社会人経験者らが学生となったとき、このような法科大学院の科目編成で満足してくれるのだろうか？

4 高度な教育環境を支えるビジネス感覚

米国ロースクールにおけるもう一つの重要なポイントは、学校運営での「適度なビジネス感覚」であろう。実はこの「適度なビジネス感覚」こそが、経済的不安から解放された、優れた研究・教育環境を法学教員にも法学生にも保障するために、なくてはならないもののように思われる。事実、「適度なビジネス感覚」に秀でたロースクールほど、良い教員、良い学生を確保しているというのが米国ロースクールの現状である。そのためには、もちろん学費の水準、教員給与の水準、共に相当程度に高くならざるをえないが、これは必ずしも経済的に恵まれない社会層に対し、法律家になる道が閉ざされるということを直ちに意味するものではない。寄付金や奨学金を出してくれる個人や企業・財団などとうまく付き合って、ロースクール自体が豊かな財政基盤を築いていれば、学生の負担を低減させつつ、教員の給与や研究資金をより高水準に維持することは不可能ではない。このようなことを実現させる経営手腕こそが、米国ロースクールの校長には一番重要な能力として期待されている。そうでなければ「経済的不安」を最小限にして、専門家として一本立ちできるような教育を授けたり、これを受けるといことは相当に難しいはずである。

このような点を指摘すると、日本の法科大学院がそのような米国スタイルを真似るなら、貧者であっても苦学力行すれば司法試験に合格できた従来の日本のシステムを崩壊させるだけだとの指摘も出るであろう。これにも一理がないわけではない。しかし、米国ロースクールの現状が示すように、学生と教員の双方にとっての経済的不安を取り除くことにより、より良い教育水準を保障するという目標もまた

重要である。ことに、高度に専門的な職業人として「幅と深みのある法律家」を、より多く育てようという日本の法科大学院構想において、このような目標を捨て去ることはできない。より高度な能力を身に着けた法律プロフェッショナルを、日本の中だけでなく国際社会にも即戦力として送り出すためには、従来の国内大学学部レベルでの教育を前提にした安上がりな学資支援制度や研究資金の手当てとは違つた、多様な学資支援システムや研究資金支援体制を考えねばならない。こういった工夫を制度的に普及させていくことの方が、いつまでも苦学力行といった、ある意味で勉強又は研究する本人が有する偶然の精神的・肉体的資質のみに頼つた教育効果を期待するよりも、究極においては、より多くの社会に信頼される法律家を日本だけでなく世界に送り出せるものと考えるべきではなからうか。

三 日本 of 将来を見つめた法科大学院を

私としても、日本の法科大学院を単なる米国ロースクールを真似した「不出来な贗作」にしたいとは思わない。できる限り彼我の良し悪しを十分に咀嚼した上で、我々日本の法律家自身の手で、より多くの日本だけでなく国際社会に歓迎される後輩を育てる場にしたいと思う。特に我が母校中央大学の法科大学院が、日本の将来を見据えた法律家の養成校として、他校よりも一層高い社会の評価を得られるようになることを願つてやまない。

法科大学院開設に向けて

——法科大学院制度と法曹会の役割



中央大学法曹会事務局長

奈良道博

筆者は、法科大学院を中核とする法曹養成問題について当初から関与している関係から、この制度の内容を簡単に報告するとともに、同制度に関わるこれからの法曹会の役割について私見を述べたい。

一 法科大学院とは何か

法科大学院は、新しい時代の法律家養成に特化したプロフェッショナル・スクールであるが、豊かな人間性と幅広い教養を持った学生を前提としている。法律知識のない学生を対象とした三年制を原則としていること、社会人や法学部以外の他学部出身者の入学を義務付けようとしていること、したがってその入学試験は法律科目を排除し、全国統一の適性試験とすること等はその現れである。

二 法科大学院の内容

(1) 前述のように法科大学院は三年制が原則であるが、法学既修者（法学部出身者に限らない）については二年制が認められることになっている。中央大学では、一学年三〇〇人、うち三年制一〇〇人、二年制二〇〇人の定員を考えているようである。

(2) 入学試験は、受験者全員にアメリカのLSATのような全国統一の適性試験（一般教養の他、論理的判断能力や読解力を試す試験）の他、各法科大学院が実施する独自の試験（学部での成績やクラブ活動・ボランティアの実績、論文、面接、語学試験等）により行われる。法学既修者のコース（二年制）を選択する受験生は、その上で法律科目の試験を受験することになるが、この試験のシステムについては、現在まだ確定していない。

(3) カリキュラムは、必要な最低単位数九三単位、うち必修五九単位（三年制の場合）となる見込みで、基本的には五〇人クラスで、ツウウェイ（双方向的）方式の密度の濃い授業を想定している。単位数が少ないのは、授業の少ない分学生の自習に重きを置いているためで、アメリカのロースクールの現状をみると、授業内容がハードであること、学年修了試験や卒業試験でかなりの数がふるい落とされること等から、学生は一日八〜一〇時間の自習時間を取らざるを得ないようである。法科大学院の設置につき、一定規模の図書館・自習室の設置が要求されるのはこの理由による。

新司法試験合格率が七〇八割（ただし当分の間はもっと低くなるであろう）といわれているが、これは以上のような法科大学院におけるハードな授業と厳しい試験を前提としているからである。

三 法科大学院設立に向けてのスケジュール

（１）法科大学院制度に関する法制度整備は、内閣の司法制度改革推進本部の法曹養成検討会（設置基準については、文科省の中央教育審議会法科大学院部会）を中心に急ピッチで進められている。平成一四年一月には、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（いわゆるブリッジ法）、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律が成立した。設置基準に関する文科省令も遅くとも平成一四年度中には発令される。

入学試験における全国統一適性試験の内容・実施機関、第三者評価基準・機関、新司法試験及び新修習制度等まだ具体化していない重要な問題も多く、時間との勝負になっている。

（２）ご承知の通り、法科大学院は、平成一六年（二〇〇四年）四月開校が決まっているが、逆算すると、平成一五年六月に法科大学院設立認可申請、同年一二月認可、その間設立準備を行い、平成一六年二月か三月に入学試験、四月入学というスケジュールになろう。したがって全国統一適性試験の実施は、平成一五年秋には実施する必要がある。

四 中大法曹会の役割

(1) 法科大学院制度における法曹会の役割は、法科大学院が実務教育を基幹とするだけに、従前にもまして重要となろう。なお、学研連・研究室の役割については現在学研連で検討しているようであるが、新司法試験が法科大学院での授業を前提とした全く新しい制度に変わるため、学研連・研究室のこれまでの受験団体としての性格と役割も、質的に変わらざるを得ないであろう（ただし、現行司法試験が継続される経過措置の間はその役割は維持されるであろうし、同時にこの間の対策を軽んじることは許されない）。

中大法曹会は、早くから大学問題委員会において法科大学院問題につき検討を進めるとともに、大学側と協議しながら、実務家教員の派遣やエクスターンシップの受け入れ先の確保等その設立に向け、協力してきた。

(2) 司法制度改革審議会意見書は、「法科大学院では、実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば要件事実や事実認定に関する基礎部分）をも併せて実施することとし、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。」とする（同意見書六六頁）。それは、「二一世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の

基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」(同意見書五六頁)からである。従って、法曹養成のプロセスとしての法科大学院において、実務との連携が重要なことは明らかである。

他方我が中央大学は、長い歴史と伝統を基礎として、全国三五〇〇名に上る法曹を輩出している。この先輩法曹の層の厚さとエネルギーを如何に生かすか、これが中央大学法科大学院の今後の評価と特徴を決定すると言っても過言ではあるまい。

(3) 以上を前提に、法曹会の役割について私見を述べてみたい。

① 法科大学院は前述の目的・理念を有するものであるから、リベラルアーツ(一般教養)の存在は法科大学院入学の前提であり、アメリカでは専門学部がないためカレッジの段階でこれを習得するシステムになっている。日本の場合法学部を含む学部教育の段階でこれを習得することになるが、どの大学も今の段階で学部教育の改革に取り組む余裕はなく、今後の検討にゆだねられることになる。この「教養」の本身は具体的にイメージしにくく、法科大学院の入学試験にどの程度反映されるかも未知数であるが、たとえば大学在学中に、先輩弁護士事務所に通い、先輩の薫陶を受けるとともに、少しでも実務の空気を体感する等の制度は、「百聞は一見にしかず」という見地から、また学生が法曹を目指す動機付けの見地からも有用ではあるまいか。

② さらに進んで、GPA(入学試験のうち各法科大学院の独自試験として審査の対象となる学部成績やクラブ活動・ボランティア等の活動実績)をも意識した、社会経験を積むための先輩弁護

士事務所でのアルバイトの紹介制度や、OBからボランティア活動の紹介・斡旋を受ける制度等も考えられる。

- ③ 法科大学院は、各大学の試算では独立採算を前提とした場合私立で年間二〇〇万円以上の授業料が必要とされる。各大学院が本部補助金を繰り入れるとしても年間最低一五〇万円以上の授業料額は必須となろう。政府・法科大学院における奨学金制度の充実が叫ばれているが、中央大学の伝統に培われた法曹会の人的・物的な基盤を利用した独自の奨学金制度が確立すれば、優秀な学生が中大法科大学院を目指す大きな原動力となる。従って、早急にこの制度を検討し立ち上げる必要がある。

- ④ リーガルクリニック（法律相談中心）・エクスターンシップ（外部の提携法律事務所や企業法務等での研修）は、法科大学院における実務教育の要として重要な役割を果たすことになる。中央大学においてもこれらのカリキュラムを検討中である。これら制度を充実させるために法曹会が果たす役割は大きい。法曹会は、大学側の求めに応じ、平成一四年暮れにエクスターンシップの受け入れにつき全国の会員を対象にアンケートを実施したが、一ヶ月足らずの間に三〇〇名の会員から協力する旨の回答を得ている。

今回の法曹養成の制度設計として、法科大学院卒業・新司法試験合格後、一年間の実務修習を中心とした修習制度が組み込まれている。そのため法科大学院におけるリーガルクリニック・エクスターンシップの意義を過小評価し、あるいはまたその存在価値を疑問視する大学も多いと聞

く。しかしながら、この考え方は逆で、新しい法曹養成制度の理念に照らせば、修習制度の存在は過渡的なものであって、いずれ法科大学院の内容が充実し、この制度が成熟したときは、修習制度は無くなると考えるべきであろう。

とはいえ、合格後の修習制度の存在を前提としたエクスターンシップは、現段階では、修業の仕上がりとしての実務経験というより、実務教育を受ける準備段階として実務の世界を経験する点に重きを置いた方がよい、というのが私の考えである。特にその期間を一ヶ月以内とする現在の計画の元では、アメリカのロースクールのように一つの事件を継続して担当しながら実務を修得するというような内容は不可能であり、むしろ、実務教育のための準備期間として、前記①②と関連付けながら、この制度の有用を計ることが現実的であり、またそれ以上の期待は無理である。但し、この場合でも、単に体験のみならず、この体験を法科大学院の授業にどのように結びつけ、またどのように利用するかを検討は不可欠である。

この場合、その目的に照らすとエクスターンシップの実施時期は、遅くとも一年生の最後か二年生の最初、具体的には一年生の学年末の春休みということになる。また同時に、実務教育の準備という意味では、選択ではなく必須科目として全員に履修させる必要がある。他の法科大学院から見ると極めて贅沢な（というよりも不可能な）カリキュラムとなるが、逆に年間三〇〇名の学生を受け入れられる法曹会の存在という、中央大学法科大学院の最大の武器をフルに活用したセールスポイントということになる。

⑤ もう一つ中央大学法科大学院にとっての大きな武器は、弁護士資格を取得した後輩に対する法曹会をバックとした就職の斡旋制度である。法曹人口の増大による弁護士事務所への就職（さらに今後は企業法務部や公的機関への就職も視野に入れる必要がある）は大変厳しい状況になるものと推測される。従って、中大法科大学院と法曹会のタイアップによる重厚な人的つながりのネットワークをフルに利用した就職のサポートは、今後中大法科大学院ならではのセールスポイントになるであろう。

